耐震診断等判定依頼に際しての注意事項

耐震診断等判定の依頼をする場合は、下記の注意事項をお読みいただいた上でお申し込みくだささるようお願い申し上げます。

【ＲＣ造　診断業務について】

診断時には、現地調査を十分行った上で報告書を作成してください。

調査不足の場合には、部会・判定委員会での審議を見送らせていただく場合があります。

例）付属設備及び突出部分等

（高架水槽、看板等の工作物、ＰＨ、屋外階段、庇、パラペット、置屋根、ＣＢ造壁）

【屋内運動場等について】

学校施設の鉄骨造体育館の診断について、当判定委員会としては文部科学省の「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」に基づいて診断及び補強計画がなされていることを前提としております。

また、鉄骨造建物の突合せ溶接部の超音波検査、特に日の字柱におけるダイヤフラムの取付状況、カバープレートの溶接状況については、部材耐力・靱性指標への影響が大であるため、当判定委員会としては必須としております。

従いまして、実態調査の方法、資料及び診断の方法等について、文部科学省の「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」に基づいての対応がなされていないもの、及び超音波検査が実施されていないものについては、再設計・再調査をしていただくことになります。